

大阪市耐震改修支援機構運営要綱（参考改訂中）

大阪市住まい公社

（趣旨）

第1条 この要綱は、大阪市耐震改修支援機構設置要綱（以下「設置要綱」という。）に基づき設置する大阪市耐震改修支援機構（以下「支援機構」という。）の運營業務を大阪市住まい公社が受託し、当該業務を円滑に推進するため、必要な事項を定めるものとする。

（事業）

第2条 支援機構は、設置要綱第2条に定める次の事業を行う。

- （1）住宅の耐震化に係る普及啓発
- （2）安心して耐震診断又は耐震改修を依頼することのできる事業者の紹介
- （3）その他、住宅の耐震化を促進するために必要となる事業

（組織）

第3条 支援機構は、設置要綱第3条に定める本部及び耐震化支援団体に組織する。

（本部役員）

第4条 支援機構本部に、次の役員を置く。

- （1）代表理事 1名
- （2）理事 本部を組織する各団体の推薦により各1名
- （3）幹事 本部を組織する各団体の推薦により各3名以内

（職務）

第5条 代表理事は、支援機構を代表する。

- 2 理事は、理事会を構成し、支援機構の事業にかかる運営方針を決議する。
- 3 幹事は、幹事会を構成し、運営方針に基づき、支援機構の事業を推進する。

（代表理事の選任及び任期）

第6条 代表理事は、理事の中から理事会において選任する。

2 代表理事の任期は、年度の最初の理事会から、次年度の最初の理事会までとする。

ただし、代表理事の任期の途中で交替が必要なときは、理事会を経て、速やかに新たな代表理事を選出する。新たな代表理事は、前代表理事の残りの任期を務めるものとする。

(耐震化支援団体審査委員会の設置)

第7条 設置要綱第4条に基づき、住宅の耐震化に係る普及啓発を積極的に行うとともに、安心して耐震診断又は耐震改修を依頼することのできる事業者を構成員に持ち、これを紹介することができる耐震化支援団体を公平、適切に認定及び処分（指導、勧告、除名）するため、耐震化支援団体審査委員会を設置する。

2 耐震化支援団体審査委員会は、若干名で構成し、学識経験者、その他理事会が適当と認める者の中から理事会が決定し、代表理事が委嘱する。

(耐震化支援団体の認定および処分)

第8条 耐震化支援団体審査委員会は、耐震化支援団体の認定および処分（指導、勧告、除名）に関し、審議を行い、理事会に報告する。

2 代表理事は、理事会での決議に基づき、耐震化支援団体の認定および処分（指導、勧告、除名）を行う。

(コンプライアンス委員会)

第9条 設置要綱第5条に定めるコンプライアンス委員会は、事業者紹介に係るトラブルが生じた場合、事実調査とそれに基づく法的考え方の整理を行う。

2 コンプライアンス委員会は、若干名で構成し、理事会が適当と認める者を決定し、代表理事が委嘱する。

(事務局)

第10条 支援機構の事務局は、大阪市住まい公社企画部耐震・密集市街地整備支援課が行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は、大阪市住まい公社理事長が、別途これを定める。

附則

この要綱は、平成20年 9月 9日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年 6月30日から施行する。